

三川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

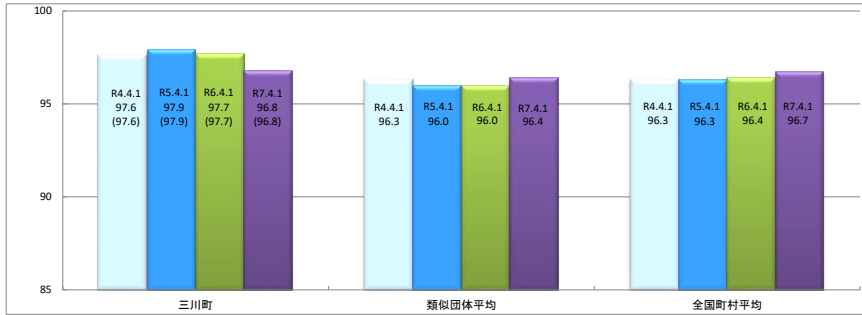
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	7,009人	5,613,835千円	282,915千円	1,013,322千円	18.1%	17.6%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	85人	317,745千円	47,743千円	132,719千円	498,207千円	5,861千円	5,723千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

--

(4) 給与改定状況について ※人事委員会を設置していないため記載なし

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和6年度	円	円	円	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
令和6年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、県の給料表に準拠し見直しを実施。技能労務職の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準に準じて、支給割合を決定。
 (実施時期) 令和7年4月1日より実施。国基準と同様に、段階的に支給割合を引き上げることで実施。

③ その他の見直し内容

扶養手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三川町	41.0 歳	318,100 円	361,279 円	334,981 円
山形県	43.4 歳	336,000 円	413,300 円	363,000 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.2 歳	314,279 円	364,128 円	339,772 円

②技能労務職

区分	公務員				平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)					
三川町	52.4 歳	3 人	361,600 円	377,567 円	369,267 円	※この欄は「民間の類似職種」を指す	50.2 歳	229,300 円	1.65
山形県	54 歳	405 人	333,500 円	370,200 円	349,700 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	51.0 歳	3 人	287,371 円	310,867 円	299,385 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年取ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
三川町	6,293,223 円	3,141,800 円	2.00

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4年～令和6年までの3ヶ年平均）。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年取ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		三川町	山形県	国
一般行政職	大学卒	216,200 円	222,900 円	220,000 円
	高校卒	189,700 円	189,700 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	184,200 円	185,100 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

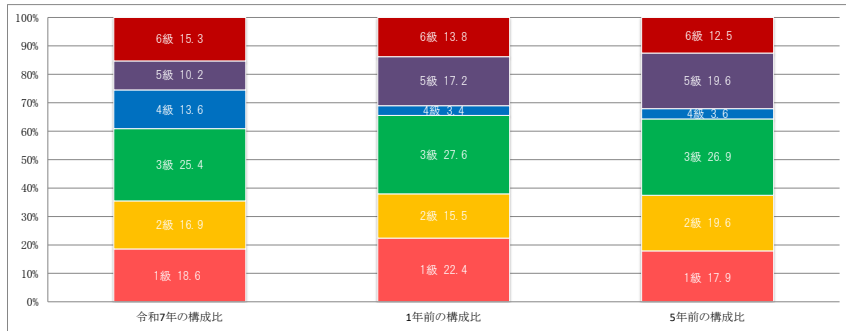
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	270,000 円	該当者なし	361,100 円
	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

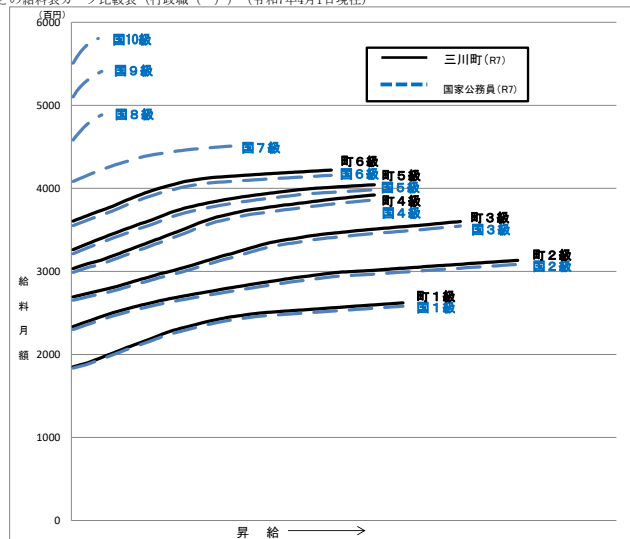
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・主事補	11人	18.6%	185,100円	262,100円
2級	主事	10人	16.9%	233,600円	313,300円
3級	係長・主任	15人	25.4%	269,300円	360,100円
4級	主査	8人	13.6%	303,400円	392,000円
5級	課長補佐	6人	10.2%	326,200円	404,300円
6級	課長	9人	15.3%	360,600円	422,000円

(注) 1 三川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(1) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（三川町）

	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 川 町	山 形 県	国
1人当たりの平均支給額 (令和6年度) 1,549 千円	1人当たりの平均支給額 (令和6年度) 1,761 千円	-
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.50 月分) (1.00 月分)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40 月分) (1.00 月分)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40 月分) (1.00 月分)
(支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由) 再任用職員の期末手当について、給与総額の著しい減少を補うために異なる支給率としている。	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (三川町)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				○
標準の区分のみ (一律)		○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

三 川 町	国
(支給率) 自己都合等 24.58675 月分 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続30年 39.7575 月分 勤続35年 47.709 月分 最高限度 47.709 月分	(支給率) 自己都合 24.58675 月分 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続30年 39.7575 月分 勤続35年 47.709 月分 最高限度 47.709 月分
調整率 83.7/100 (国を上回る割合となっている場合、その理由)	調整率 83.7/100
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
自己都合等 * 千円 0 千円 * 千円 0 千円	-

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

なお、個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク (*)」としている。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都特別区	20%	-	-
神奈川県横浜市	16%	-	-
宮城県仙台市	7%	-	-
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度決算)		0 %	
手当の種類 (手当数)			
2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算) 左記職員に対する支給単価
税務手当	町民課職員	町税の滞納処分等	0 千円
防疫等作業手当	健康福祉課職員	感染症患者の看護等	0 千円
			日額 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	12,622 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	154 千円
支給実績 (令和6年度決算)	20,009 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	238 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒地手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		0 円	
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額 (月額)	
-	-	-	
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由			

(7) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	・配偶者 月額 3,000円 ・父母等 月額 6,500円 ・子 月額11,500円 ・扶養親族である子のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は、1人につき月額5,000円加算	同		8,043千円	196,159円
住居手当	借家 限度額月額28,000円	異	家賃額の下限16,000円	2,374千円	263,789円
通勤手当	最短の通勤距離が2km以上の者 ①交通機関等利用 (バス、電車等) ②交通用具 (自動車等) 使用	異	交通用具使用における認定方法	8,618千円	116,464円
管理職手当	支給する職に規定される職員に支給月額33,000円	異	支給対象職員及び支給額	3,564千円	396,000円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に支給定額 (30千円) + 距離に応じた加算額	同		0千円	0円
休日勤務手当	祝日及び休日に勤務した職員に支給勤務1時間につき当該職員の時間単価×1.35	同		90千円	8,976円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分	給料月額等		
	(参考) 類似団体における最高/最低額		
給料	町長	625,000 円 ()	892,000 円 / 523,000 円
	副町長	542,000 円 ()	700,000 円 / 360,000 円
報酬	議長	300,000 円	366,000 円 / 200,000 円
	副議長	245,000 円	320,000 円 / 170,000 円
	議員	220,000 円	310,000 円 / 150,000 円
期末手当	町長	(令和6年度支給割合) 3.255月分	
	副町長	(令和6年度支給割合) 3.255月分	
退職手当	町長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	副町長	給料月額×勤続月数×100分の56.7 給料月額×勤続月数×100分の33.1	17,010,000 円 任期毎又は通算 8,611,296 円 任期毎又は通算

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

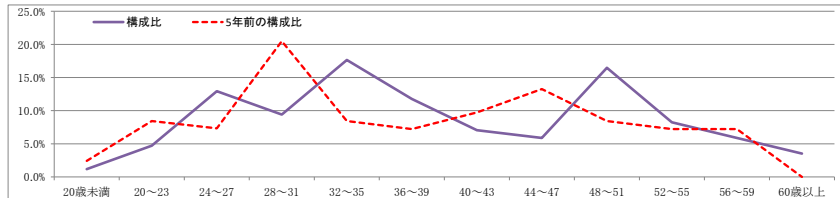
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普通会計部門	議会	2	2	0	
	総務	18	19	1	機構改革
	税務	7	7	0	
	民生	21	21	0	
	衛生	6	6	0	
	農林	7	7	0	
	商工	2	2	0	
	土木	4	5	1	人員補充
	小計	67	69	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 98.44人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 119.43人)
	教育部門	18	17	▲1	民間委託
小計	85	86	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 122.70人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 142.96人)	
公営企業会計部門	下水道	3	3	0	
その他	4	3	▲1	機構改革	
小計	7	6	▲1		
合計		[106]	[106]	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 131.26人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	4人	11人	8人	15人	10人	6人	5人	14人	7人	5人	3人	89人

(注) 職員数は一般行政職(一般職から現業職を除く)に属する職員数である。

(3) 職員数の推移 (単位:人・%)

部門別	年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		67	68	66	66	67	69	2人 (▲3.0%)
教育		19	17	18	18	18	17	▲2人 (▲10.5%)
普通会計		86	85	84	84	85	86	0人 (0.0%)
公営企業等会計		5	7	8	8	7	6	1人 (20.0%)
総合計		91	92	92	92	92	92	1人 (1.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。